

令和5年度
白馬村観光振興ための財源確保検討委員会
報告書



令和6年（2024年）3月

白馬村観光振興のための財源確保検討委員会

目次

1	はじめに	2
2	検討の経過	3
3	観光振興の候補財源に関する考え方	4
4	候補財源とされている「宿泊税」等の制度設計	11
5	おわりに	13

1 はじめに

人口減少や少子高齢化が加速する中、本村にとって観光振興は、地域経済の維持・発展や、交流人口・関係人口の獲得による地域活動の維持と地方創生の切り札であり、住民一人ひとりの生きる活力としあわせの実感につながるなど、その重要性は不可欠なものとなっています。

白馬村においては、「世界水準の持続可能な通年型マウンテンリゾートの構築」を目標像に掲げ、観光地を経営するという視点を踏まえつつ、これまでの観光振興施策を推進してきました。

そのような状況下、令和2年に世界中で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症の影響は、インバウンド需要の消滅にとどまらず、国内旅行需要も大きく減少するなど、観光産業を取り巻く状況は未曾有の大打撃を受けました。

白馬村では、国・県の補助金を活用し、村内事業者や観光団体等への支援策を実施し、基幹産業の事業継続や新たな観光サービス等の構築支援に取り組みました。

今後は、コロナ禍の観光振興予算の大部分を占めていた国・県の補助金や交付金の縮小・終了が想定されること、コロナ禍を乗り越え持続可能な次の白馬に向かって観光需要を回復・促進すること、そして、旅行者の増加に伴う受入環境整備への投資など、社会観・価値観の変化やニーズに対応していくことが必要なことから、持続的かつ安定的な観光振興財源の確保が課題となっています。

このような中、令和5年10月、白馬村長から白馬村観光振興のための財源確保検討委員会（以下、「財源検討委員会」という。）に、観光振興財源の検討が諮問され、前回の報告書（白馬村観光振興のための財源確保のあり方に関する報告書）で示された候補財源を主な論点に、検討することとされました。

財源検討委員会では、これまでに4回の会議を開催し、候補財源の方向性や一部の候補財源の制度設計について議論を進めてきました。本報告書は、これまでの検討の結果をとりまとめたものです。

白馬村観光振興のための財源確保検討委員会

2 検討の経過

平成 31 年 4 月の財源確保のあり方に関する報告書の答申を受けた後、コロナ禍による社会経済情勢の急変等により、その後の財源のあり方については、一旦検討を見送っていました。今年度、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けも緩和され、アフターコロナの「持続可能な通年型マウンテンリゾート」を進展させるため、改めて地域の代表者等による財源確保に向けた議論を再スタートしました。

◆令和 5 年度 財源検討委員会の経過

[第 1 回財源検討委員会]

日 時：令和 5 年 10 月 19 日（木）14:00-15:30
場 所：白馬村役場 201・202 会議室
内 容：(1)財源検討の再スタートの論点整理と課題の共有
(2)検討スケジュール

[第 2 回財源検討委員会]

日 時：令和 6 年 1 月 12 日（金）10:00-12:10
場 所：白馬村役場 201・202 会議室
内 容：(1)候補財源の検討
①地方自治体における観光財源の種類と事例に基づく比較検討

[第 3 回財源検討委員会]

日 時：令和 6 年 2 月 7 日（水）13:30-15:35
場 所：白馬村役場庁議室
内 容：(1)候補財源とされている宿泊税に関する検討
(2)徴収条例と使途条例
(3)その他の候補財源に関する検討

[第 4 回財源検討委員会]

日 時：令和 6 年 3 月 13 日（水）10:00-12:00
場 所：白馬村役場庁議室
内 容：(1)候補財源とされている宿泊税の制度設計
(2)候補財源とされているリフト利用者課税、村県民税（家屋敷課税の引上げ）、別荘等所有税、登山協力金及びふるさと納税寄附の方向性

3 観光振興の候補財源に関する考え方

(1) 財源検討委員会再スタートにおける村の考え方

- ・検討再開にあたっては、以前の検討時に事業者から提出された要望書、決意書に向き合い、その検討結果については、宿泊事業者等との意見交換を通じて理解を得ることが必要。

【検討スタンス】

- ①前回の「観光振興のための財源確保のあり方に関する報告書」を最大限尊重する。
- ②庁内の検討は、関係三課（総務課、税務課、観光課）がそれぞれ役割を分担しつつ、連携・調整する。
- ③観光財源の導入目標時期は、現時点では令和8年度（2026年度）に設定するものの、関係者への説明、意見交換を丁寧に進めたい。
- ④説明等に時間を要した場合は、県（観光振興）税が先行する状況も想定。

(2) 財源検討委員会で議論する主な候補財源の整理

区分		報告書で示されたコメント等
税	・宿泊税(定率・定額)	・有力な選択肢 ・財源としての安定性、課税対象の明確性、国内外での事例の蓄積、外国人を含めた負担の公平性 ・小規模宿泊施設や低価格帯施設等に対する配慮の必要性
	・新たな税	・観光事業者が幅広く事業規模に応じて負担する税も有力な選択肢 ・新たな村民負担が生じることに留意が必要
	・リフト利用者への課税	・法律上の整理、観光事業者の範囲の明確化等の課題がある ・税の応答性、応答性の課題
	・村県民税(家屋敷課税)の引上げ	・リフト利用者から徴収した税をスキー場以外の目的に使用することへの懸念 ・家屋敷課税を賦課される村外の人だけに負担が及ぶことの税法上の懸念
	・別荘等所有税	・別荘の定義、特定が困難であること ・固定資産税、家屋敷課税に加えて賦課されることの税法上の懸念 ・そもそも位置付けが法定外普通税であり、使途が観光振興を目的に賦課されている事例はない
分担金	・新たな分担金	・観光事業者が幅広く事業規模に応じて負担する分担金も有力な選択肢 ・新たな村民負担が生じることに留意が必要 ・法律上の整理、観光事業者の範囲の明確化等の課題がある
任意の協力金	・登山協力金	・有力な選択肢だが、任意の寄附に区分される ・他の財源を導入する際にも並行して活用を検討すべき
	・ふるさと納税	・有力な選択肢 ・「国際観光地づくり寄附」として仕組みは確立済 ・他の財源を導入する際にも並行して活用を検討すべき ・あくまでも寄附であり法的拘束力や強制力は伴わないもの

(3) 観光振興財源の必要性の議論

- ・地方自治体及び白馬村の観光を取り巻く状況や課題、今後の方向性を踏まえると、ハード事業、ソフト事業両面から様々な観光振興策に取り組んでいく必要があること。
- ・一方で、高齢化による社会保障費の増加、子育て・教育に関する施設の維持費、環境整備費の増加及び水道、除雪、災害への対策強化など住民福祉サービスを維持するための経費の硬直化が懸念される村財政において、既存財源の中から安定的かつ継続的な財源を確保することは困難な状況といえること。
- ・自治体の標準的な財政需要は、人口を基本に設定されていることから、人口が増加するときは自治体収入も増える傾向にあるが、人口が減り始めると連動して自治体収入も縮小することとなり、仮に村税収入が増加しても地方交付税は減少することとなるため、自主財源の増加が見込めないことから、新たな観光財源確保策を検討することが肝要と考えられること。

(4) 白馬村における自主財源の確保策の検討

ア 地方自治体における自主財源の種別

白馬村における候補財源を踏まえつつ、自主財源のうち受益者負担を求めることが可能な制度について、安定性及び継続性（一定の金額を継続的に徴収可能か）、応益性（受益と負担の関係性の強弱）、強制性（徴収の強制力、法定期拘束力の強弱）、収入規模（確保できる需要額の大小）の各観点から比較検討を実施しました。

地方自治体における自主財源の種別①

第2回長野県観光振興財源検討部会資料を基に作成

種 類	地方税（法定外税）	分担金	負担金
根拠法	地方税法第259条・第731条	地方自治法第224条	個別法・地方財政法第27条
内 容	地方公共団体がその経費に充てるため、財力調達 の目的を持って、その課税権に基づき賦課・徴収 するもの	地方公共団体が行う特定の事件に必要な費用に充 てるため、特に利益を受ける者から、その受益の 限度において徴収するもの	① 法律に基づき、特別の利益関係等を有する者 から、その事業経費を受益等の程度に応じて徴 収するもの ② 財政政策上その他の見地から、その事業に要 する経費を定められた負担割合に応じて求める もの
手続等	・条例制定必要 ・新設・変更には総務大臣同意が必要	・条例制定必要	
事 例	本村の事例なし (長野県では、宿泊税の導入を検討中)	・白馬村農業集落排水事業分担金徴収条例 ・白馬村公共下水道区域外流入分担金の徴収に 関する条例 等	① 個別法（土地改良法、都市計画法 等） 公共下水道事業受益者負担金

種 類	使用料	手数料	寄付金
根拠法	地方自治法第225条	地方自治法第227条	
内 容	行政財産の目的外使用及び公の施設の使用に対し その反対給付として徴収するもの	特定の者に対して提供する役務に対し、その費用 を償うため又は報償として徴収するもの	地方公共団体が実施する一定の事業に必要な経費 に充てるため、相当の給付を行うことなく、金銭 又は特定の財産の給付を受けるもの
手続等	・条例制定必要 【地方自治法逐条解説】 行政財産又は公の施設につき必要とする経費をま かなくに足りることをもって限度と考えるべき	・条例制定必要 【地方自治法逐条解説】 当該事務に要する経費と当該役務の提供から受け る特定の者の利益とを勘案して定められるべき	
事 例	・白馬村使用料条例 等	・白馬村手数料条例 等	・ふるさと納税 ・協力金 等

地方自治体における自主財源の種別②

第2回長野県観光振興財源検討部会資料を基に作成

安定性及び継続性（一定の金額を継続的に徴収可能か）、応益性（受益と負担の関係性の強弱）、強制性（徴収の強制力、法的拘束力の強弱）、収入規模（確保できる需要額の大小）の各観点から想定。

	安定性・継続性	応益性	強制性	収入規模
地方税	安定的・継続的	広 範	強制徴収可	一定規模確保可
分担金	安定的・非継続的	限定的	強制徴収可	限定的
負担金	安定的・非継続的	限定的	強制徴収不可・公債権 又は私債権	限定的
使用料	安定的・継続的	限定的	強制徴収可又は 強制徴収不可公債権	限定的
手数料	安定的・継続的	限定的	強制徴収不可・公債権	限定的
寄付金	不安定	なし	なし	一定規模確保可

イ 他自治体等における財源確保策の事例

財源確保の取組として、法定外税、入山等に係る協力金、その他寄附金などの先行事例を整理しました。

自主財源確保策の取組事例（観光関連）①

第2回長野県観光振興財源検討部会資料から抜粋

① 法定外税

名称	趣旨	課税客体	税率	徴収実績
歴史と文化の環境税 (福岡県太宰府市)	歴史的文化遺産及び観光資源等の保全と整備を図り、環境にやさしい「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造するため	有料駐車場利用 (月ぎめ、事業所・店舗用、臨時駐車場、小規模除く)	二輪車50円、 自動車は乗車定員に応じ 100円～500円	79,383千円 (R1) 48,417千円 (R3)
空港連絡橋利用税	関西国際空港アクセスのための関連道路等都市基盤整備経費の起債償還、感染症等対応病院、空港消防の維持管理等に多くの費用を要しているため	関西国際空港連絡橋の通行	自動車 100円/往復	433,257千円 (R1) 213,373千円 (R3)
宮島訪問税 (広島県廿日市市)	宮島への観光客等来訪により発生・増幅する行政需要に対応するため	船舶による宮島町区域への訪問	100円/回 (年払いの場合500円/年)	— R5.10.1施行
乗鞍環境保全税 (岐阜県)	乗鞍地域の自然環境の保全に係る施策に要する費用に充てるため	乗鞍鶴ヶ池駐車場への自動車での進入	乗車定員に応じ 300～3,000円	11,197千円 (R1) 5,439千円 (R3)
遊漁税 (山梨県富士河口湖町)	河口湖及びその周辺地域における環境の保全、環境の美化及び施設の整備の費用に充てるため	遊漁行為	200円/日	7,797千円 (R1) 9,007千円 (R3)
環境協力税(沖縄県伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村) 美ら島税(沖縄県座間味村)	環境の美化、保全及び観光施設の維持整備に要する費用に充てるため	村外からの入域 (定期船、旅客運送船、飛行機、ヘリコプター)	100円/回	29,952千円 (R1) 13,590千円 (R3) (※4村合計)
宿泊税	【次ページのとおり】			

自主財源確保策の取組事例（観光関連）②

第2回長野県観光振興財源検討部会資料から抜粋

① - 1 法定外税（宿泊税・都道府県）

自治体名 (開始年)	趣旨	課税客体	税率	課税免除	徴収実績
東京都 (H14)	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	ホテル 旅館	免税点：10,000円 10,000～15,000円：100円 15,000円以上：200円	なし	2,707,789千円 (R1) 251,494千円 (R3)
大阪府 (H29)	世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	ホテル 旅館 簡易宿所 民泊 特区民泊	免税点：7,000円 7,000～15,000円：100円 15,000～20,000円：200円 20,000円以上：300円		1,237,344千円 (R1) 351,058千円 (R3)
福岡県 (R2)	観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため		200円 (福岡市・北九州市内は50円)		626,951千円 (R2) 892,499千円 (R3)

自主財源確保策の取組事例（観光関連）③ 第2回長野県観光振興財源検討部会資料から抜粋

① - 2 法定外税（宿泊税・市町村）

自治体名 (開始年)	趣 旨	課税主体	税 率	課税免除	徴収実績
京都市 (H30)	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	ホテル 旅館 簡易宿所 民泊	20,000円未満：200円 20,000～50,000円：500円 50,000円以上：1,000円	修学旅行等学校行事	4,201,494千円 (R1) 1,627,670千円 (R3)
金沢市 (H31)	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため		20,000円未満：200円 20,000円以上：500円	なし	768,917千円 (R1) 490,895千円 (R3)
倶知安町 (R1)	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため		宿泊料金の2%	修学旅行等学校行事 職場体験	176,481千円 (R1) 67,352千円 (R3)
福岡市 (R2)	福岡市観光振興条例に基づく施策に要する費用に充てるため		20,000円未満：200円 20,000円以上：500円 (うち50円は県税)	なし	685,300千円 (R2) 1,110,598千円 (R3)
北九州市 (R2)	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	ホテル 旅館 簡易宿所 民泊 特区民泊	200円 (うち50円は県税)	なし	177,694千円 (R2) 258,970千円 (R3)
長崎市 (R5)	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	ホテル、旅館 簡易宿所 民泊	10,000円未満：100円 10,000円～20,000円：200円 20,000円以上：500円	修学旅行等学校行事	— R5.4.1施行

自主財源確保策の取組事例（観光関連）④ 第2回長野県観光振興財源検討部会資料から抜粋

② 入山協力金（国、都道府県、市町村等により運営されているもの）

名 称	金 額	使 途	実 績
富士山保全協力金 (山梨県・静岡県)	1,000円/回	山道パトロール、維持補修経費、火山安全対策、現地受付設置経費等	157,881千円(R1) 57,779千円(R3)
大山入山協力金 (大山山岳環境保全協議会 (環境省、県、大山町))	500円/回 3,000円/年	自然保護活動、登山道等の補修、トイレの維持管理経費	2,259千円(R3) ※実証事業
伊吹山入山協力金 (滋賀県米原市)	300円/回 1,000円/年	花畑維持管理、登山道維持管理、トイレの維持管理経費等	11,147千円(R2) 11,587千円(R3)
屋久島山岳部 環境保全協力金 (鹿児島県屋久島町)	1,000円/回(日帰り) 2,000円/回(山中宿泊)	トイレの維持管理経費、登山道等の補修、徴収経費等	19,917千円(R3)
竹富島入域料(入島料) (沖縄県竹富町)	300円/回	自然環境保全活動、財団運営、収受業務、自然環境トラスト活動等	5,923千円(R2)
妙高山・火打山入域料 (新潟県妙高市)	500円/回	自然環境保全、登山道整備等資金、協力者記念品等	3,974千円(R2) 4,223千円(R3)
北アルプス南部地域における 利用者参加制度 (北アルプストレイルプログラム)	500円/回	(概要) 利用者を含む関係者が登山道の維持のために参加する制度を整え、持続可能な登山道維持を実現するため、利用者から協力金を募る実証実験を行うもの	5,526千円(R3) 4,335千円(R4)

自主財源確保策の取組事例（観光関連）⑤

第2回長野県観光振興財源検討部会資料を基に作成

③ その他の取組（寄附金）

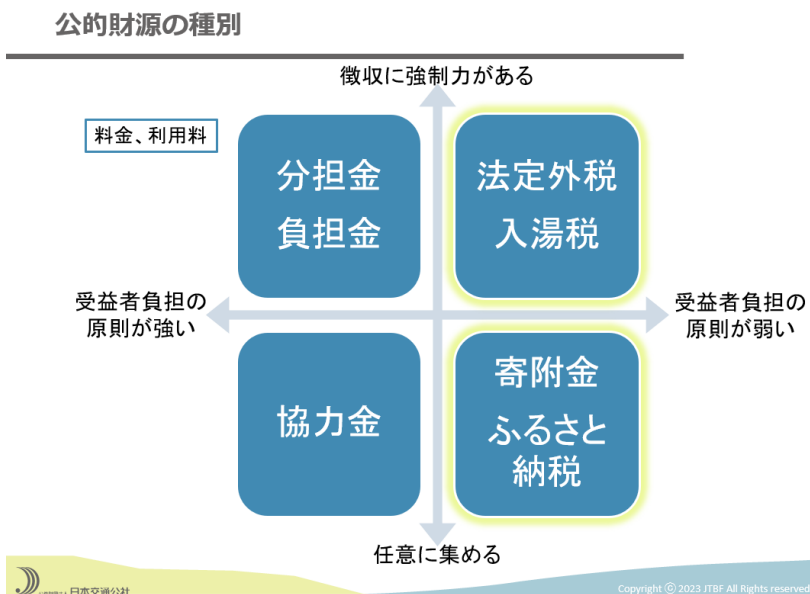
名称	概要	実績
ふるさと納税 (ふるさと白馬村を応援する寄附金)	「生まれ育ったふるさとや応援したい地方自治体へ貢献したい」という想いを税制を通じて実現することを目的に創設された制度。寄附金額のうち、自己負担額(2,000円)を除いた額が住民税等から控除される。	500,003千円 (R3) 541,459千円 (R4)
クラウドファンディング	ふるさと納税のうち、寄附金の使い道を明確化(プロジェクト化)して寄附募集を行うもの。(原則、返礼品なし)	ナラ枯れ被害から守るために 5,547,000円 (R5) 街から見える氷河 2,031,118円 (R4) 小水力発電事業 1,874,565円 (R2)

【参考】地方税法に定めのある税目のうち、観光的行為に伴う受益者負担を求めるもの(廃止含む)

名称	課税客体	税率	実績・備考
ゴルフ場利用税 (都道府県)	ゴルフ場の利用	標準300円/日、上限 1,200円/日 (条例により税率設定可)	794,425千円 (R1)、792,796千円 (R3) 税収の 7/10をゴルフ場所在市町村に交付
入湯税 (白馬村)	鉱泉浴場における 入湯行為	日帰り入湯客：50円 宿泊入湯客：150円/泊	31,497千円 (R3)、43,423千円 (R4) 使途は、①環境衛生施設の整備、②鉱泉源の保護管理施設の整備、③消防施設その他 消防活動に必要な施設の整備、④観光の振興(観光施設の整備を含む)
特別地方消費税 (都道府県)	宿泊・飲食	3% (免税点:宿泊15,000円、 飲食7,500円)	※平成12年3月廃止 2,313,639千円 (H11)

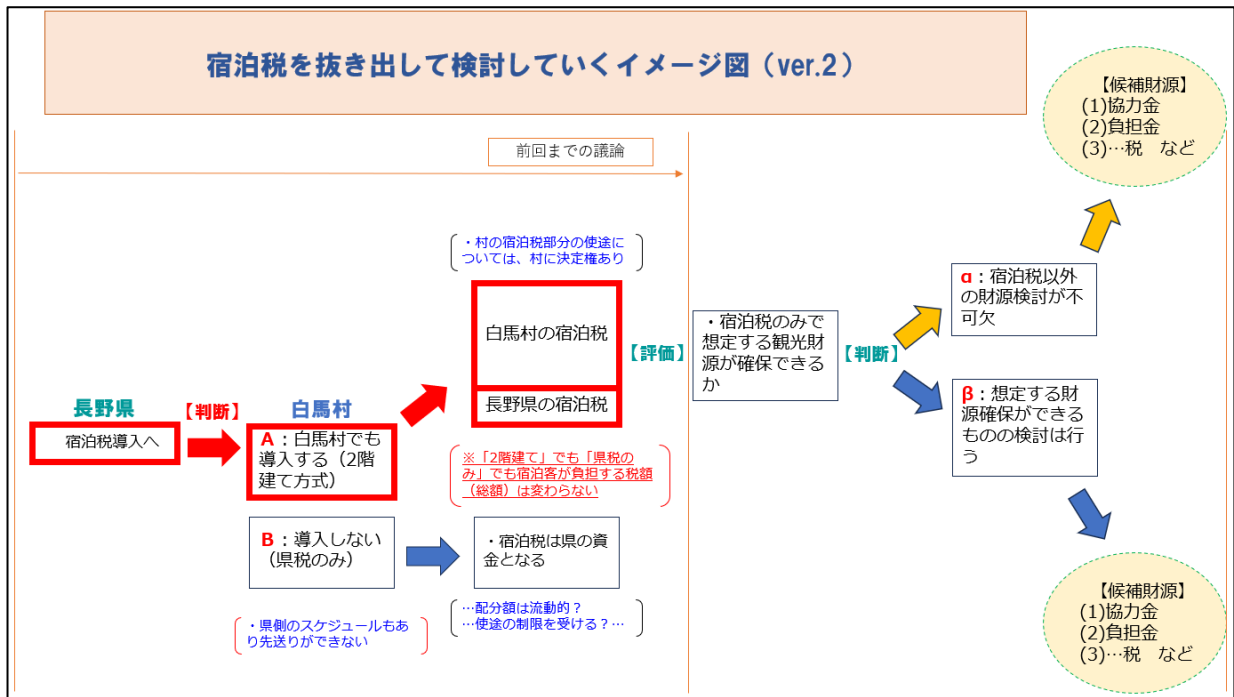
ウ 本村として考えられる観光振興財源の確保策（意見のまとめ）

- ・数ある候補財源の中で、自主財源を求めるのであれば、宿泊税が一番有力な手法になってくることは間違いない。
- ・一方で日帰り客もいるので、統計データを取り、その中でも環境負荷が大きい客層等に対してどのような手立てをしていくか。例えばリフト税、駐車場収入等により財源を確保する。あるいは、協力金制度を使い財源ミックスという形で掘り起こしていくか。
- ・分担金による観光振興財源の確保については、受益者負担(受益者の範囲が限定される)を原則とすることから、間接的に恩恵を受ける者に対する強制力がない(あくまで任意の協力金の範疇でしかない)ことを踏まえると、自治体を実施する方策としては課題がある。(他県の判例も踏まえ)
- ・候補財源のリフト税については、この地域は村単位ではなくハクババレーとして動き始めて既に7~8年経過しており、調整が必要になってくる。



(5) 長野県の観光振興財源を踏まえた対応

長野県観光振興審議会及び観光振興財源検討部会で検討されている、県の新たな観光振興財源について、県として有力な財源として制度設計が進められている、宿泊者を納税義務者（担税者）とする「いわゆる宿泊税」の検討内容と進捗状況を踏まえ、白馬村でも候補財源の一つとされている宿泊税を、県の動きに合わせて対応を判断する必要があるため、その他の候補財源と切り分けて検討することとしました。

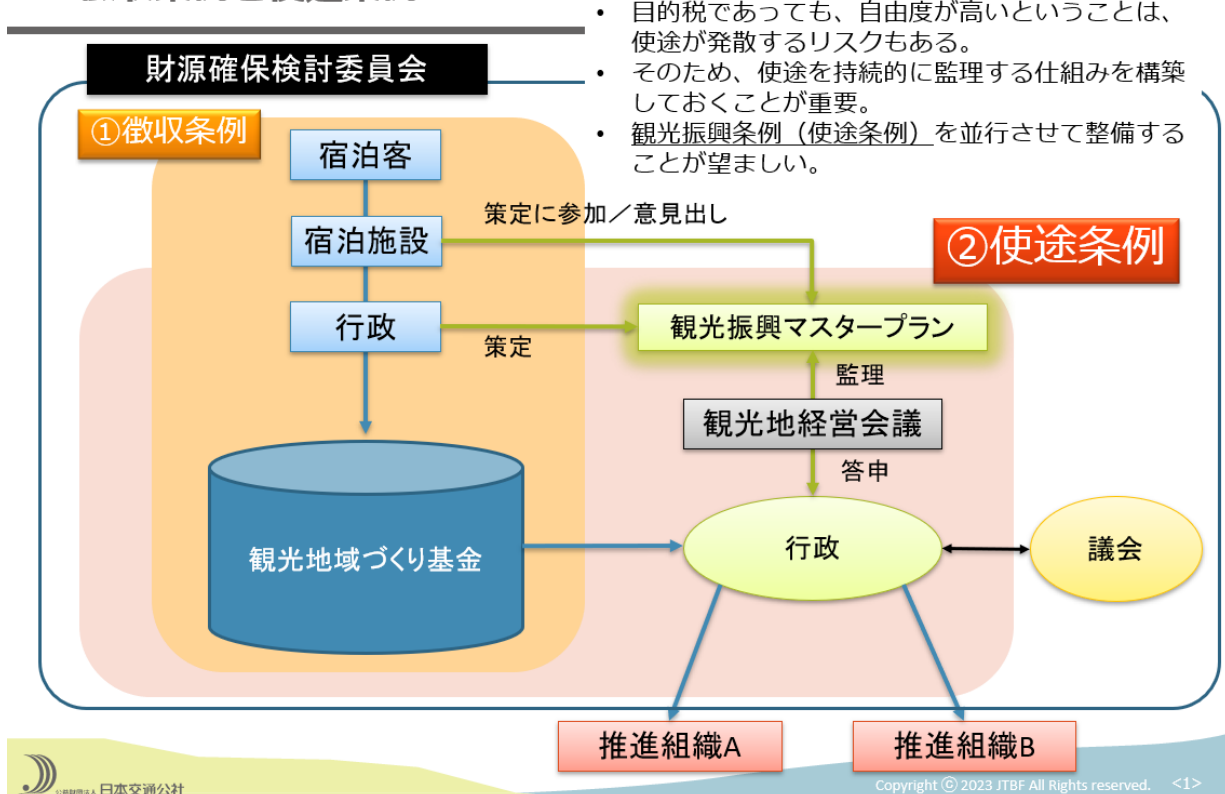


（6）候補財源とされる宿泊税と関係条例の検討

仮に宿泊税を徴収することとなった場合、特別徴収義務者となる宿泊事業者の理解と協力が必要であり、単に宿泊者から税を徴収するという役割だけではなく、その徴収した税が効果的に活用されていくことの納得感と合意形成を図る視点も重要となってきます。

こうしたことから、徴収した税を観光振興財源として、どのように運用していくかの仕組みづくりについて検討しました。

徴収条例と使途条例



（考え方）

- 宿泊税を白馬村の持続的な成長につなげるため、戦略性の高い分野に税収が使われるよう、しっかりと法的な整理を行うことが必要である。
- そのための一つの手段として、宿泊税を徴収する徴収条例と、その税の使途設計を定めた使途条例（(仮称)観光振興条例）を制定することで、宿泊事業者からの使途に対する疑義が出にくく又合意形成も得やすいのではないかと。
- **【使途条例の項目(素案)】**
 - 税収は基金に積み立てること
 - 中長期的な時間軸を持った観光振興マスタープランを作成し、使途はその範囲とすること
 - マスタープランは、税収見込みを踏まえ、上振れ/下振れも想定した実施計画として策定する
 - 次年度事業はマスタープランの枠内で選定することとするが、個別実施事業（施策）の効果は毎年度検証する
 - マスタープランの策定及び管理は、専門の会議体（観光地経営会議を想定）で行う
 - ※見直し評価は、別の会議体が行う

(7) 入湯税について

入湯税は、入湯施設の利用と市町村の行政サービスとの関連に着目し、鉱泉浴場所在の市町村が課する目的税です。また、その用途は、環境衛生施設の整備、鉱泉源の保護管理施設の整備、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備、観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用に充てることとされています。

本村の令和4年度の入湯税決算額（宿泊入湯客1泊150円、日帰り入湯客1日50円）は、43,423千円となっており、その用途については、環境衛生施設、消防施設及び観光施設の整備費、観光振興費に充当しています。

(単位：千円)

区 分	事業の内容	総事業費	財源内訳		
			一般財源		負担金 その他
			入湯税	その他	
環境衛生施設の整備費	塵芥処理施設、し尿処理施設の負担金など	194,673	20,800	128,858	45,015
消防施設の整備費	消火栓の設置等消防施設の維持管理など	5,156	3,500	656	1,000
観光施設の整備費	山岳観光施設、平地観光施設の維持管理など	12,465	7,417	88	4,960
観光振興費	山岳観光、平地観光の宣伝・誘客など	82,339	11,706	38,123	32,510
合 計		294,633	43,423	167,725	83,485

仮に宿泊税を徴収することとなった場合でも、有料で温泉に入浴させた場合は、制度的に入湯税を徴収することとされているため、ゼロにすることはできませんが、税率（標準税額：一人一日150円）自体は市町村で決定することができることとされているため、その判断は市町村判断となります。

このような現状認識を共有しつつ、宿泊税を徴収する場合は入湯税のあり方についても、検討を進めていくこととしました。

4 候補財源とされている「宿泊税」等の制度設計

ア 候補財源とされている宿泊税

長野県が先行して検討を進めているいわゆる宿泊税について、財源検討委員会としての制度設計について、以下のとおり検討しました。

徴収条例の項目	制度設計イメージ	備考
1. 納税義務者(担税者)	・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所及び住宅宿泊事業法に規定する民泊施設の宿泊者	・県と同じ
2. 徴収方法	・特別徴収	・県と同じ
3. 特別徴収義務者	・宿泊事業者等	・県と同じ
4. 税率(※県税との配分)	①定額制又は定率制(※何れかは基本的に長野県に準じる) ②県税との配分割合は、【県税 25 : 村税 75】の割合とし、長野県との調整事項とする	
5. 免税点	・県に準じる	
6. 課税免除	・学校教育法による学習旅行の範囲 ・村独自の政策的受入旅行の取扱いは再検討	
7. 課税期間(見直し期間)	・5年ごと(ただし、社会情勢や環境変化等緊急にに対処すべき場合は、見直し期間の前倒しができる設計)	
8. 徴収事務交付金	・小規模(零細)事業者への優遇の観点から検討を継続(導入初期は交付金を手厚くすべきか、上限額を設定するかなど)	

* 宿泊税の賦課徴収の円滑な運営や管理等の観点から、特別徴収義務者が担う徴収事務に対して、納税額に応じた報奨金を支払う仕組みを想定するもの。

イ 候補財源とされているリフト利用者課税、村県民税（家屋敷課税の引上げ）、別荘等所有税、登山協力金及びふるさと納税寄附

財源の区分	委員意見・方向性等
1. リフト利用者課税	<ul style="list-style-type: none"> ・ハクババレーとの関係、調整が必須（白馬村としてのみ課税が可能かどうか） ・富士河口湖町に遊漁税として同様の先例はあるものの、釣りブームが去った後、安定財源になっていない事例 ・エリアとしてのマイナスイメージにつながる可能性が大きい ・リフトは税以外の検討でいいのでは
2. 村県民税 （家屋敷課税の引上げ）	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、納税義務者は増加傾向にあるが、非課税対象者の状況で課税対象者が一定せず、税収の安定性に欠ける ・仮に千円を上乗せした場合、R5 年度ベースで 110 万円程度の増収にしかない
3. 別荘等所有税	<ul style="list-style-type: none"> ・事例は熱海市のみ ・家屋敷課税を課税しているため、納税者の理解が重要かつ課題となる（二重課税とならないことへの理解） ・家屋敷課税の非課税扱いとの整合性が必要 ・税率設定の根拠（面積当たりの単価設定根拠）基準が必要 ・コンドミニアムの区分所有への課税も検討すべきか ・個人所有以外の法人施設に担税者が拡大する利点はある
4. 登山協力金	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者の補足やゲート設備が存在しないなど技術的問題がある
5. ふるさと納税寄附	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収に強制力はないが、財源の一定の上積み要素にはなり得る ・自治体の返礼品競争や災害寄附等の増加といった増減リスクがある（あくまで任意の寄附によるもの）
6. その他	<p>①駐車行為への課税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県太宰府市で先行事例あり（有料駐車場利用に対して課税） ・課税に伴う路上駐車や商業施設への駐車対応が必要となる <p>②観光事業税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本には先例なし ・とりわけ索道事業者は、多様な負担金を毎年徴収されている中で、観光事業者が負担する観光振興財源として、フェアな徴収制度の仕組みは検討すべきでは…

5 おわりに

本財源検討委員会では、令和5年度において、これまでの報告書で有力な候補財源とされていたいわゆる宿泊税をはじめとした個別の候補財源について、現況の本村を取り巻く情勢を踏まえつつ検討しました。

とりわけ、いわゆる宿泊税については、長野県が先行して検討を進めており、本村としての判断を先延ばすことができない状況と捉え、今後想定されるであろう県との調整事項を踏まえつつ論点整理を行いました。

また、あわせて、いわゆる宿泊税を徴収するにあたっては、特別徴収義務者となる宿泊事業者への理解と懸念の払しょく及び負担軽減策を含め、合意形成が図れるための徴収のあり方、使途のあり方をパッケージにするといった、新たな運用の仕組みについての検討を行いました。

令和6年度以降に積み残しとなった重要な検討事項は多々あるものの、共有できた課題事項を今後の検討スケジュールのとおり着実に進めていくことが重要と考えます。

白馬村観光振興のための財源確保検討委員会
(資料作成・事務局 白馬村総務課)

【参考】

◆令和5年度 白馬村観光振興のための財源確保検討委員会 委員名簿

(敬称略)

#	氏名	所属等名	区分	備考
1	山田 雄一	公益財団法人日本交通公社理事 (観光研究部長・旅の図書館長)	(1)学識経験を有する者	・財源のあり方(制度設計関係)
2	塩谷 英生	國學院大學観光まちづくり学部 教授	(1)学識経験を有する者	・財源のあり方(租税法関係)
3	倉田 保緒	八方尾根開発株式会社 代表	(2)関係団体を代表する者	・索道事業者
4	福島 洋次郎	一般社団法人白馬村観光局 事務局長	(2)関係団体を代表する者	・DMO、観光協会
5	柴田 謙二	ホテル白馬 代表	(3)その他村長が適当と認める者	・宿泊事業者
6	丸山 智彦	山の郷ホテル白馬ひふみ 代表	(3)その他村長が適当と認める者	・宿泊事業者
7	松沢 英志郎	株式会社白馬館 役員	(3)その他村長が適当と認める者	・山岳観光事業者
8	岸 杜周	株式会社オーブス 役員	(3)その他村長が適当と認める者	・村内事業者
オブザーバー	吉田 久夫	白馬村 副村長		
オブザーバー	切久保 達也	白馬村議会 産業経済委員長		

【事務局】

総務課	田中 克俊	参事兼総務課長
	山岸 大祐	企画調査係長
税務課	山岸 茂幸	参事兼税務課長
	下川 啓一	課税係長

内容	担当	令和5年度												令和6年度												令和7年度												令和8年度											
		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
【長野県】 ・新たな観光振興財源: 宿泊税		[スケジュール]																																															
観光審議会・検討部会		[スケジュール]																																															
観光審議会 (以下、県スケジュールは想定)		[スケジュール]																																															
県・税条例の制定		[スケジュール]																																															
県・税条例の施行		[スケジュール]																																															
		・総務省協議、税条例に関する周知（市町村説明）など																																															
【白馬村】 ・財源検討委員会・観光振興財源の制度設計を議論する組織		[スケジュール]																																															
【R5年度財源検討委員会のまとめの（概要）】 ①白馬村の観光振興のため、宿泊税は独自の課税を行う ②宿泊税の制度設計（イメージ）の策定 ③その他5つの候補財源については、課題と見通しを共有し方向性を確認 ④積み残した課題を整理しつつ、R5年度のとりまとめの村長へ報告する		[スケジュール]																																															
		[スケジュール]																																															
		【積み残しになっている検討課題①】 ※R6上期から議論する主な項目 ①宿泊税については、県との交渉を想定しつつ、賦課徴収条例の詳細についてR6年度上期の議論へ（入湯税の取扱いの議論を含む）。 ②徴収した税を、どのように運用していくかの仕組みづくりに関する議論。 ・観光地経営会議で提言された運用のしくみを叩き台とした議論（用途決定のプロセスと運営体制） ・運用のしくみに法的な裏付けを持たせるための、観光振興（用途）条例の必要性に関する議論 など																																															
		【積み残しになっている検討課題②】 ※R6下期から議論する主な項目 ③村の一般会計予算と切り分けた基金（積立）条例の制定に関する議論 ④宿泊税以外の財源（リフト利用税ほか）に関する各税目等の基本設計の議論 → 宿泊税の詳細設計終了後の議論 ⑤R6年度議論のとりまとめの報告																																															

